

# 年金時効特例法が施行されました

年金記録問題の対応の一環として『厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効等の特例に関する法律（年金時効特例法）』が先の通常国会で成立し、7月6日に公布、施行されました。

この法律の目的は「年金記録の訂正に伴って年金額が増額されたにもかかわらず、時効消滅のために全額を受給できない」ということがないようにすることです。今月は、その概要についてお知らせします。



## このように変わりました!!

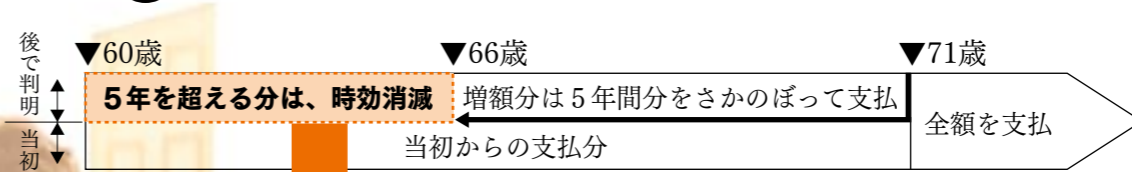
これまでは年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

## これからは

年金時効特例法の成立により、時効消滅により受け取ることのできなかった分も含めて、全期間さかのぼってお支払いします。

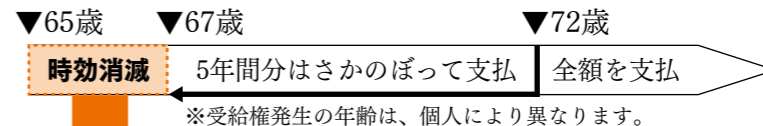
### 具体例 ①

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



### 具体例 ②

72歳の時に年金記録が見つかり、年金の受給資格があることが分かった場合



※受給権発生の年齢は、個人により異なります。

これからは、この部分も含めた全期間分をさかのぼってお支払いします。



## 対象となる方は!?

### ●すでに年金記録が訂正されている方

- ① 年金記録の訂正により年金が増えたが、従来、過去の増額分は時効消滅により直近5年間分の年金に限ってお支払いしていた方  
⇒ [年金(老齢・障害・遺族)の時効消滅分が、全期間さかのぼって支払われます]
- ② 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金を受給することとなったが、従来、過去の分は時効消滅により直近5年間分の年金に限ってお支払いしていた方  
⇒ [年金(老齢・障害・遺族)の時効消滅分が、全期間さかのぼって支払われます]
- ③ ①や②に該当する方が亡くなっている場合には、その遺族の方\*  
⇒ [未支給年金\*の時効消滅分が支払われます]

\*1) 遺族の範囲は、該当する方が亡くなった当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順になります。

\*2) 未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなった時に、まだその方への支払いが済んでいなかった年金のことです。

### ●今後、年金記録が訂正される方

- ④ 今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば①~③と同じように、過去の分は直近5年間分の年金に限ってお支払いすることとなる方  
⇒ [増額された年金や未支給年金が、全期間分支払われます]

### ●必要な手続きは!?

#### ●今後、年金記録が訂正される方は…

⇒記録の訂正手続き以外に、特別な手続きは必要ありません。  
⇒年金記録の訂正に併せて自動的に手続きし、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

#### ●すでに年金記録が訂正されている受給者の方は…

⇒できる限り簡単に手続きしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。【平成19年9月~】  
⇒今すぐに手続きしていただくこともできます。その場合には、お近くの社会保険事務所に、必要な書類を提出(または郵送)していただきますようお願いいたします。手続き方法など詳しくは、お問い合わせ先までお尋ねください。

※郵送で手続きされる際に必要となる用紙は、お問い合わせ先からお取り寄せいただくか、社会保険庁ホームページからプリントアウトしていただきますようお願いいたします。

※手続きからお支払いまでの期間は、2~3ヵ月程度です。お支払いの前に、審査結果・振込みなどのお知らせをいたします。

### ●お問い合わせ・手続きの窓口

千葉社会保険事務局佐原事務所  
(〒287-8585 香取市佐原口2116-1) ☎0478-54-1442

手続き方法や必要書類など詳しくは、上記または「ねんきんダイヤル」0570-05-1165までお問い合わせください。

なお、社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)でも詳しい制度内容をご案内しています。

年金記録の照会や相談は、  
こちらへお問い合わせください。

### ■年金記録のお問い合わせは

⇒年金記録照会専用のフリーダイヤル「ねんきんあんしんダイヤル」へ

☎0120-657830

(24時間、土日も対応)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

◇ご自身の基礎年金番号(年金手帳に記載されています)をご用意ください。

◇お電話では原則として、皆様の基礎年金番号や生年月日をお尋ねし、後日、回答票を郵送させていただきます。

### ■お手元に届いた回答票のお問い合わせや一般の年金相談は

⇒「ねんきんダイヤル」へ

☎0570-05-1165

※IP電話・PHSからは

☎03-6700-1165にお電話ください。

◇電話がつかない場合は、最寄の社会保険事務所をご利用ください。

千葉社会保険事務局佐原事務所  
☎0478-54-1442